

# AJU あいかれん ニュース

精神障がい者と家族のたより

第 67 号

平成 29 年 10 月号

特定非営利活動法人 愛知県精神障害者家族会連合会  
 事務所 461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 白壁庁舎内  
 TEL(052)265-5098・FAX(052)265-9211 編集責任者 徳田清純  
 メール aikaren@beach.ocn.ne.jp

平成二十九年十月三日発行(毎週火曜日)増刊 AJU通巻二二七七八号

昭和五十四年八月一日 第三種郵便物許

## 愛知県との懇談会 8/17

8月17日(木)、愛知県健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室及び各担当課との懇談を行いました。テーマごとに出席理事が担当して、堀田副会長の司会で、県側の考え方を聞きました。後日、県より文書での回答をいただきましたので、要点を記します。

愛家連 質問	愛知県の回答(担当課)
愛知県医療費助成制度における他障害との「格差条項」を撤廃してください。	(精神保健G) 精神障害者は、平成20年度から障害者医療費助成の対象となりました。精神疾患の治療の継続を確保することが重要であるという認識から精神疾患に係る医療を対象として助成を行っています。
精神疾患・精神障害に関する正しい理解が、中学・高校教育へ導入されるようご配慮ください。	(高等学校教育課、義務教育課)「人権教育推進計画」に基づき、人権感覚と人権問題解決する実践力を身に着けるよう人権教育を推進しています。今後、精神疾患・精神障害の方への差別がなくなるような人権教育を推進します。
アウトリーチ・ACT等地域生活を支える「医療・福祉サービス」を拡充してください。	(精神保健G) ACTは、医療機関が安定的・継続的に経営していく上で困難が多く、アウトリーチ推進事業も24時間365日体制の確保が難しく、現在は各保健所において多職種で訪問支援やケースワークにあたっています。普及啓発として、平成25年度から実施し、愛家連との協力を図ったり講演会などの取り組みをしています。
家族ピアサポート事業(電話相談)委託費に研修・広報費用を含め、増額してください。	(精神保健G) 増額は、困難な状況で、事業に関する費用であれば委託料の範囲内で考えていただきたい。ピアサポーターの養成研修に参加していただきたい。
地域意向を進めるためにグループホームや生活訓練施設の拡充を進めてください。	(相談支援G) 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送るために、安心できる住まいの場となるグループホームの整備促進が重要です。「支援コーディネーター」を10名に委託し、「解説・運営説明会」や「見学会」「相談会」を開催しています。生活訓練施設の整備については、平成30年度からサービス体系の見直しにより、一人暮らしへの移行を希望する方に対し巡回訪問や随時の対応により生活力を補い、生活訓練の充実につなげたい。
昨年度の「県精神医療センターにおけるACTの成果と課題」を教えてください。	(県精神医療センター) 27年度に本格的に実施し、昨年度は2年目です。現在、医師1名、看護師3名、PSW1名、作業療法士1名の計6名体制で、訪問支援は平日9時～17時、電話相談は毎日対応しています。理想とする24時間、365日には至っていませんが、ACT普及のため、先進的なモデルを示せるような取り組みを進めていく必要があります。

P2: 愛知県医療費助成の障害間格差是正を求めて

愛家連東尾張ブロック講演会

P3: 平成 29 年度甲州・東海ブロック山梨大会

河口湖までの交通手段

P4: 『ACT あいち』訪問・支援内容紹介

P6~P8: 各ブロックの動き 行事案内